

成年後見制度は、 「認知症」「知的障がい」「精神障がい」などにより、 判断能力が不十分な人の権利を守る制度

私たち社会保険労務士は、成年後見制度と車の両輪と言われる介護保険制度の専門家であると同時に、健康保険・年金(老齢・障がい)など社会保障制度全般に深く関わるプロフェッショナル集団(国家資格者)です。

その専門性を生かし、地域に対する社会貢献の一環として、この度、「一般社団法人社労士成年後見センターみやぎ」を立ち上げました。

当センターは、成年後見人養成研修を修了した社会保険労務士で構成され、定期的な更新研修を義務付けています。また、受任後の監督指導も行っております。どうか安心して後見等をご依頼いただきますようご案内申し上げます。



こんな不安 ありませんか？

両親の
判断能力が
低下してきて
不安

お金の管理、
預金通帳や
手続きに不安

財産の管理や
社会保険の
手続きに
不安

日常生活や
身の管理など
に不安



- 認知症等により、判断能力が低下し日常の財産管理、身上監護に不安のある家族を抱えている。
- 父が死亡し、相続手続きをしたいが、母が認知症になり遺産分割協議ができない。
- 認知症である父の不動産を入院費用にあてるため売却したい。
- 遠方に住むアルツハイマー症の母を介護施設に入所させたい。
- 同居する兄が親の年金を勝手に使ってしまう。 など

このようなことで、成年後見制度を利用したい場合は、是非、**当センターへお気軽にお問い合わせください。**

お問い合わせは、**月～金曜日(祝日除く) 9時から17時**です。

お問い合わせは

一般社団法人 社労士成年後見センターみやぎ

〒980-0014 仙台市青葉区本町 1-9-5 五城ビル 4F (宮城県社会保険労務士会内)

Tel. 022-796-2473 Fax. 022-223-0674 E-mail sr-kouken.miyagi@juno.ocn.ne.jp